

鎌倉総第1262号

平成30年7月19日

鎌倉市議会議長

中村聡一郎様

鎌倉市長 松尾



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。



事務担当

総務課総務担当（内線2242、2243）

議会受付番号	文書質問第 6 号
質問者	長嶋 竜弘議員
答弁する者	市長 (防災安全部市民安全課) (共創計画部交通政策課) (都市整備部道路課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 6 号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

2016 年 6 月議会で採択された、請願 1 号「子供達と高齢者の歩行空間の安全を守る為、生活道路におけるあらゆる対策を講じるよう、鎌倉市に対して、働きかけることを求める請願書」の対応策について、どの様に考えており、どのようなスケジュールで進めるつもりなのか伺いたい。

2 質問の理由

請願書が採択されてから 2 年が経過しているが、請願書に記載の問題の場所に対する対応策が何も示されていない。また、本請願書は 2020 オリンピックまでに安全対策を講じるように求めているものであるが、早急に対応しないと間に合わないので、対応策についてきちんとお示しいただきたい。

3 答弁

請願第 1 号「子供達と高齢者の歩行空間の安全を守る為、生活道路におけるあらゆる対策を講じるよう、鎌倉市に対して、働きかけることを求める請願書」が採択された以降に実施した歩行者の安全対策として、平成 28 年度は、山崎地区において歩道の段差改修を 11 箇所、材木座三丁目の道路約 250m 区間において、歩行空間の明確化を図るためポストコーンを設置、長谷隧道から八雲神社交差点に向かった道路の右側の歩道拡幅、西鎌倉一丁目においてガードレールの設置による歩道の確保、極楽寺駅から稲村ヶ崎駅間（極楽寺一丁目 3 番先）の市道への外側線の設置と路側帯のカラー舗装、江ノ電鎌倉高校前から腰越中学校方面への市道（津 486 番地先）での、交差点のカラー舗装と「速度おとせ」、「スクールゾーン」の路面標示を行いました。

平成 29 年度は、佐助一丁目において歩道の段差改修を 12 箇所、鎌倉山四丁目において歩道の段差改修を 11 箇所、西御門二丁目で側溝蓋の改修にあわせ歩行空間の整備、極楽寺駅から稲村ヶ崎駅間（極楽寺一丁目 6 番先及び稲村ヶ崎一丁目 12 番先）での路側帯のカラー舗装、長谷のり真安齋商店脇の道については、「最徐行」「注意徐行」「歩行者に注意」「ストップマーク」の啓発シールや立て看板の設置、鎌倉郵便局から鎌倉婦人子供会館までの路側帯のカラー舗装、寿福寺付近から英勝寺先の路側帯のカラー舗装、御成交番

付近の歩道への啓発路面シート貼付による対策を実施しました。

平成 30 年度の交通安全対策としては、浄明寺六丁目、梶原三丁目において歩道の段差改修を 22 箇所、西鎌倉一丁目では歩道の修繕と平成 28 年度から実施している長谷隧道から八雲神社交差点に向かった右側の歩道拡幅、稲村ガ崎一丁目 13 番先から稲村ヶ崎駅間の市道路側帯のカラー舗装を予定しています。

なお、例年、交通安全施設維持・整備事業として、歩行空間のカラー舗装の補修や路面標示の維持、道路ライン等の補修・新設、及び横断防止柵や車両防護柵など補修等を行い、交通安全対策を図っています。

今後も引き続き、通学路点検でいただいた要望箇所や職員によるパトロール等で確認された修繕等を中心に順次対応していきます。

また、本市では、「歩いて楽しい古都鎌倉の観光地づくり」をめざし、歩行者尊重道路への取組を進めております。

歩行者尊重道路は、幹線道路からの流入交通対策として、安全・安心な歩行者優先の道路空間を確保するものであり、鎌倉市交通計画検討委員会が取りまとめた「鎌倉地域の地区交通計画策定に向けた中間取りまとめ」において、これまでに 4 路線（今小路通り、小町大路、海浜公園～周辺観光拠点、江ノ電長谷駅前）を候補としていますが、請願書に例示された生活道路もほぼ同様な機能確保が求められていることから、新たに 5 路線（稲村ヶ崎駅近隣～極楽寺駅～極楽寺切通し～坂ノ下、佐助一丁目信号～御成中学校前～鎌倉女学院前、県道藤沢鎌倉線～長谷大谷交差点、若宮大路横須賀線高架下付近～御成小学校前、二の鳥居前交差点～鎌工会館ビルに抜ける道路）を決定しました。

歩行者尊重道路での具体的な対策は、自動車の速度を落として通行させるため、看板での周知、カラー舗装によるイメージハンプ、狭窄部、ハンプの整備などが考えられます。

検討委員会では、平成 29 年 12 月に整備方針や優先的に整備していく路線の評価基準を定め、優先して整備をしていく箇所を決定するための交通量調査等を実施し、まずは小町大路を優先して整備すべき路線として決定しました。

このことを踏まえ、平成 30 年度当初に地元自治会等に協力意向確認を行い、今後、第一回目の地元調整会議（ワークショップ）を開催し、地域住民等との協働による整備計画を決定し、現場の実態にあった対策を検討してまいります。

なお、具体的な整備までには、地域住民との十分な意見交換や交通管理者等との調整を積み重ねていく必要があります。実施の時期につきましては現在のところ未定ですが、平成 31 年度を目標に小町大路での歩行者尊重道路としての整備を目指します。

なお、警察が所管である交通規制の実施及び信号機制御の変更については、町内会等の地域住民の総意として警察に要望をされることで、警察として現場の状況を確認のうえ道路交通法等の基準に照らし、実施の可否を判断するとの見解を得ています。

請願の趣旨である生活道路における子どもと高齢者の歩行空間の安全を確保するための対策は、請願に記載の箇所を含め、市内全域における課題であることから、引き続き、各所管及び関係機関が協力連携し、順次、歩行者の交通安全対策に取り組んでまいります。